

2026年2月6日

各 位

**令和8年1月大雪により被害を受けられたお客さまへの対応について**

このたび、2026年1月21日からの大雪により被害を受けられたみなさまには、心よりお見舞い申しあげます。

株式会社 山形銀行（頭取 佐藤 英司）では、大雪による被害を受けられたお客さまの1日も早い復旧に向けて、「令和8年1月大雪関連相談窓口」を山形県内支店に設置いたします。また、災害復旧にかかるご融資等につきましても、下記のとおり対応することをお知らせいたします。

記

**1. 『令和8年1月大雪関連相談窓口』**

## (1) 窓口設置店

山形県内支店（事業資金・個人ローン）

## (2) ご相談内容

- ① 新たなお借入に関するご相談
- ② ご利用中のお借入の返済にかかるご相談 他

**2. 事業性貸出に係る対応**

山形県商工業振興資金制度「経営安定資金第4号」ならびに山形県信用保証協会保証制度「緊急短期資金保証」に「令和8年1月21日からの大雪による災害」が指定されました。

## (1) 山形県商工業振興資金制度「経営安定資金第4号」

貸付対象者	令和8年1月21日からの大雪による災害により事業所または主要な事業用資産が被害を受け、今後3カ月の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが想定され、経営の安定に支障をきたしている方
資金使途	復旧に必要となる設備投資および運転資金
貸付限度額	8,000万円
貸付期間	10年以内（うち据置2年以内）
貸付利率	年1.7%（固定金利）
対象地域	災害救助法の適用を受けた市町村
取扱期間	令和8年2月5日から当面の間

## (2) 山形県信用保証協会保証制度「緊急短期資金保証」

貸付対象者	令和8年1月21日からの大雪による災害により影響を受けた中小企業・小規模事業者
資金使途	事業継続に必要な短期的な運転資金
貸付限度額	2億8,000万円以内（一般保証における保証限度額の範囲内） ただし、平均月商の範囲内とし、平均月商の算出は、原則として直近決算による
貸付期間	12カ月以内
貸付利率	金融機関所定の利率
取扱期間	令和8年2月5日から令和8年3月31日

## 3. 個人ローンに係る対応

災害救助法が適用された地域にお住まいで、今般の大雪被害に関連したお借入である場合、以下のとおり対応いたします。

対象商品	適用金利（店頭表示金利）	引き下げ幅	対象となる資金使途
新型リフォームローン 「ビフォーアフター」	<b>変動金利 年2.5%</b> (年3.6%)	年▲1.1%	住宅関連修繕など
新マイカーローン	<b>変動金利 年1.9%</b> (年3.85%)	年▲1.95%	車両買い替え、修繕等
フリーローン (自由コース)	<b>固定金利 年4.0%～10.0%</b> (年4.5%～10.5%)	年▲0.5%	生活資金、家具・家電の 買い替えなど

※ 個人ローンを取り扱う全営業店でご相談を承ります。

※ 新マイカーローンおよびフリーローン（自由コース）については、WEB完結型は対象外となります。

## 4. 実施期間

2026年2月6日（金）～2026年3月31日（火）

※ 個人ローンは上記期間中のお申し込み受付分まで対象となります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

経営企画部 広報室

TEL 023-623-1221（代表）

【受付時間】9:00～17:00